

「戸田市地区計画区域内生け垣設置奨励補助金交付要綱」取扱基準

戸田市地区計画区域内生け垣設置奨励補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の取扱いについては、次の基準によって行うものとする。

1 「生け垣」の定義

- (1) 垣根状のもの
- (2) 独立した樹木を列植（1メートルにつき2本以上）したもの

2 生け垣の長さは、原則として両端の支柱等の間の長さを2メートル以上とする。（標準例：図1）

3 生け垣の長さの算定においては、生け垣の連続、断続は問わない。

4 道路等に「面する」の定義

道路等と敷地との境界線から50センチメートル後退した線の間には築造されること。

5 「公共空地等の定義」

- (1) 公園
- (2) 緑地
- (3) 広場
- (4) 通路

6 生け垣の高さは、原則として前面道路の路面の中心からの高さを0.8メートル以上とする。（標準例：図2）

7 樹木の種類は、原則として常緑樹とする。

8 補助金の額の算定

- (1) 補助金の額は、長さ1メートルにつき15,000円以内とし、同一敷地につき300,000円を限度とする。
- (2) 長さ10センチメートル未満、金額1,000円未満を切り捨てとする。

9 完了確認

戸田市地区計画区域内生け垣設置完了報告書を受理したときは、戸田市地区計画区域内生け垣設置奨励補助金交付決定通知書の内容又は戸田市地区計画区域内生け垣設置計画変更申請書に対する承認の内容と現地を照合し、次の事項を記録する。

- (1) 年月日
- (2) 係員氏名
- (3) 立会人氏名
- (4) 確認結果

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。